

## 徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和5年9月26日(火) 開会 午後 3時30分 閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 植田美恵子
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘  4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治  7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博  10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二  13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市  16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂  19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 5番委員 長谷川豊司  6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 秀喜 8番委員 原田 和彦  9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸  13番委員 岡田 敏明 15番委員 廣瀬 佳輝 17番委員 近藤 和隆  18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香 12番委員 森 政雄  14番委員 鈴木 隆大 16番委員 美間 亮</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第 1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第 2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  第 3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第 4号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について  第 5号議案 非農地証明願の審議について  第 6号議案 非農地通知の審議について  第 7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について  第 8号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について  第 9号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について</li> <li>5. 農地法第18条第6項の処理について</li> <li>6. 農地の転用制限の例外(法第5条)に係る事業計画書の受理について</li> </ol>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ol style="list-style-type: none"><li>7. 農地であることの証明について</li><li>8. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</li><li>9. 転用届出の取消について（4条届出）</li></ol> |
|--|---|

(開会 午後3時30分)

事務局 定例総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の植田委員が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和5年9月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名全員が出席しており、会議が成立しております。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号4番野口俊廣委員と、議席番号13番石田幸夫委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願い申し上げます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後19aに至り、譲受人は対象地にハッサクやミカンなどの果樹の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止に伴う売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後76aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後36aに至り、譲受人は対象地においてキュウリやトマトなどの野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後96aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後596aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーやホウレンソウなどの野菜の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後259aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後69aに至り、譲受人は対象地において、エダマメやホウレンソウなどの野菜の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後40aに至り、譲受人は対象地において、ホウレンソウやエダマメなどの野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上8件で、対象地は、田7,330.48㎡、畑3,782㎡、合計11,112.48㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見が無いようですので採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、住宅敷地、庭園に転用するものです。しかし、本申請地は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、自身が営む牧場の露天駐車場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、太陽光発電施設に転用するものです。以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済です。

第2号議案は以上3件で、地目は、田が641.84㎡、畑が76㎡で合計が717.84㎡です。転用目的は、住宅用地が76㎡、駐車場が469㎡、その他施設用地が172.84㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第2号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページをお開きください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、太陽光発電事業を営んでいる借人が太陽光発電施設に転用するもので

す。

3番の申請地は、公共投資の対象となっている第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請地は、50m以内に10戸以上の住宅が連担していることを現地で確認しております。譲受人は、土木建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

4番から6番は、譲受人が同一であるため、併せて御説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、自身が代表となっている廃棄物処理業の会社に貸し付ける、露天資材置場に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、漁業をしており、所有権を移転し、漁業用の資材置場に転用するものです。

10番の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請地は、50m以内に3戸の住宅が連担していることを現地で確認しております。所有権を移転し、譲受人が店舗併用住宅に転用するものです。以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われまます。また、転用目的が、資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、農地区分が第1種農地である3番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は全10件で、地目は、田が3,369㎡、畑は1,298.99㎡で、合計が4,667.99㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地995.99㎡、駐車場・資材置場が1,487㎡、その他施設用地が2,185㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。それでは、3番案件の地区審査に参加していただいた、八万地区の大貝委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

大貝委員 今月13日の午後1時より、3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、長谷川推進委員と私の委員2名と転用者側2名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、八万町法花にあり、第1種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、ハウスを撤去し、現状のままで整地・転圧します。排水については、雨水のみであり、地下浸透で処理し、地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、八万地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、1番と2番、4番から10番を許可し、3番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第3号議案は1番と2番、4番から10番を許可し、3番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書6ページを御覧ください。1番は、露天資材置場として許可していたもので、変更内容は土地利用計画図において、造成高を当初の30cmから50cmに変更するものです。変更理由としましては、当初の計画では資材が浸水してしまうおそれがあるためです。隣接地との間にはコンクリートブロックを配置し、隣接農地所有者から本事業計画変更に対する同意書もあることから、周辺への被害防除措置については問題ないかと思われます。また、計画の変更にあたって改めて土地改良区の排水同意書の提出があります。本案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第4号議案は1件で、田のみ1,830㎡、転用目的の内訳は、駐車場・資材置場になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第4号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象とっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和49年頃より牛乳の集荷や貨物運搬事業用の大型トラックの駐車場として利用されているとのこと。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成14年5月13日撮影の航空写真があり、また、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第5号議案は1件で、対象地は田のみ1,352㎡です。以上で説明を終わります。

御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。1番から3番は、勝占地区で、所有者から通知願があったため、9月14日に野口委員、佐野委員、宮本推進委員の委員3名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。申請地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われま

す。第6号議案は、以上3件で、対象地は畑のみ、1,931㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第6号議案の非農地通知については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第6号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明します。今月の申請は2件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は21筆、14,265.52㎡で、除外を行った庭園や農業用倉庫等以外の全ての農地で、継続して耕作状態にあります。なお、持ち分はすべての土地において4分の1となっております。

2番の対象地は21筆、14,265.52㎡で、除外を行った庭園や農業用倉庫等以外の全ての農地で、継続して耕作状態にあります。なお、持ち分はすべての土地において4分の1となっております。

第7号議案は以上2件で、対象地は田17,769.04㎡、畑10,762㎡、

計28,531.04㎡となっています。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第7号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第8号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書11ページを御覧ください。

1番は、対象地の分筆、売却をした土地がありますが、相続税の猶予対象地には問題はなく耕作を継続しております。なお、すべての土地において遺留分減殺により所有権割合が減少しております。

2番は、一筆について猶予開始時期より水路となっており猶予とならない旨を相続人にも伝えております。その他の農地は、問題なく耕作を継続しております。

3番は、一部駐車場となっている箇所がありますが当初より除外されており、相続税の猶予対象地には問題はなく耕作を継続しております。

第8号議案は以上3件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田18,841㎡、畑1,486㎡、計20,327㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第8号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第9号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、岸本昇委員に御退席をお願いします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第9号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書13ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正



する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が4件、再設定が44件で合計48件となっており、そのうち、賃貸借権が32件、使用貸借権が16件となっております。なお、48番について、新規就農面談を実施しました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から6番が、多家良地区17筆・6件、7番から8番が、勝占地区3筆・2件、9番が、入田地区3筆・1件、10番から26番が、不動地区42筆・17件、27番から30番が、応神地区6筆・4件、31番から37番が、川内地区・21筆・7件、38番から39番が、国府地区4筆・2件、40番から45番が、南井上地区13筆・6件、46番から48番が、北井上地区7筆・3件となっております。

利用権設定については以上で、田37筆・36,046.81㎡、畑79筆・73,190㎡の合計116筆・109,236.81㎡となります。第9号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、48番の新規就農面談に参加していただいた、北井上地区の政岡委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

政岡委員 9月13日の午後3時から48番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は赤川推進委員さんと私の委員2名と、借受人1名、事務局2名の5名です。借受人は、友人が近くで農業をされており、それを見て何事もチャレンジだと思い、自分でも農業をやってみようと思ったとのことでした。また、借受人は中国人ですが配偶者が日本人であり、特別永住者の資格があるため、今後継続的に農業を行っていくことに対して問題がないとの心証を持ちました。今回、利用権を設定し、本格的に就農をするものであります。また、農業機械についてもすでに購入したものなど、十分に準備ができています。当面は冬はハウレンソウとニンニク、夏はナスとピーマンを栽培するとのことでしたが、当該農地が夏場は水が入るため、栽培には適さない旨を伝えました。そこで、冬場のニンニクで経営の安定化をはかっていきたいとのことでした。また、借受人は人材派遣会社も経営しており、この農業が週間に進めば、派遣社員を使って農地を広げていきたいとのことでした。結論として、就農計画等に問題はなく、周辺農地への影響を考慮しながら、今後も、耕作面積を増やしてもらいたいとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第9号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第9号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください

い。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは報告事項について説明します。議案書19ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。21ページにわたり相続による権利取得11件受理しました。

議案書22ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。5件交付しました。

23ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。24ページにわたり7件受理しました。

25ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。26ページにわたり11件受理しました。

27ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項合意解約の処理についてです。2件処理しました。

28ページを御覧ください。6番は、農地の転用制限の例外農地法第5条に係る事業計画書の受理についてです。1件受理しました。

29ページを御覧ください。7番は農地であることの証明についてです。1件証明しました。

30ページを御覧ください。8番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。

31ページを御覧ください。9番は転用届出の取り消しについて4条届出です。1件受理しました。報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

御発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年9月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は10月30日月曜日の開催予定となっておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。